

令和 2年11月 2日

未利用口座管理手数料の新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

米子信用金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年1月4日（月）以降に新規開設いただく下記の預金口座に導入させていただくことといたしました。

本手数料はあくまでも令和3年1月4日（月）以降に開設され、未利用の状態となった預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

記

1. 未利用口座管理手数料導入対象の預金種目

- (1) 普通預金（無利息型普通預金および定期性総合口座取引を含む）
- (2) 貯蓄預金
- (3) 納税準備預金

2. 未利用口座管理手数料の詳細

次の条件をすべて満たす預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。

- ① 令和3年1月4日以降に開設された、上記1. に記載の預金口座であること。
- ② 最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない預金口座であること。
- ③ 該当の預金口座の残高が1万円未満であること。
- ④ 同一支店で、他のお預かりの金融資産（定期性預金、投資信託、国債等）のお取引がないこと。
- ⑤ お借入がないこと。
- ⑥ 出資会員でないこと。

※紛失などでご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

3. 未利用口座管理手数料のご案内について

- お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます（「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達したものとみなします）。
- ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

4. 口座の自動解約について

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じたいしかねますので、予めご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上